

第2次草津市農業振興計画の見直しにかかる概要

1. 計画策定(見直し)の背景・趣旨

「草津市農業振興計画」は、本市の農業振興の方針や取組を定め、今後の目指すべき方向性を示すものです。本市では、安定した産業として農業を育成することを目的に平成21年3月に「第1次草津市農業振興計画」を策定し、その後、環境の変化や、国や県の関連計画の内容を踏まえ、令和4年3月に「第2次草津市農業振興計画」を策定しました。

策定後、農業者の高齢化・減少、宅地化による農地減少といった課題は続いています。また、近年では、原油高や為替変動による農業資材の高騰や、温暖化等による気候変動等、農業を取り巻く環境は一層厳しくなっています。

その一方、AIやIoTによる生産性向上やグローバル化、多様な人材の農業参入など、農業の成長産業化が進んでいます。本市においても、「草津市スマート農業推進方針」を令和7年に策定し、体系的・段階的なスマート農業の実装を図る等、先進技術の導入支援を進めています。

計画策定から5年目の中間年にあたり、施策の進捗状況などを踏まえ、本計画の効果的な推進を図るため、現行計画の見直しを行います。

2. 計画の期間

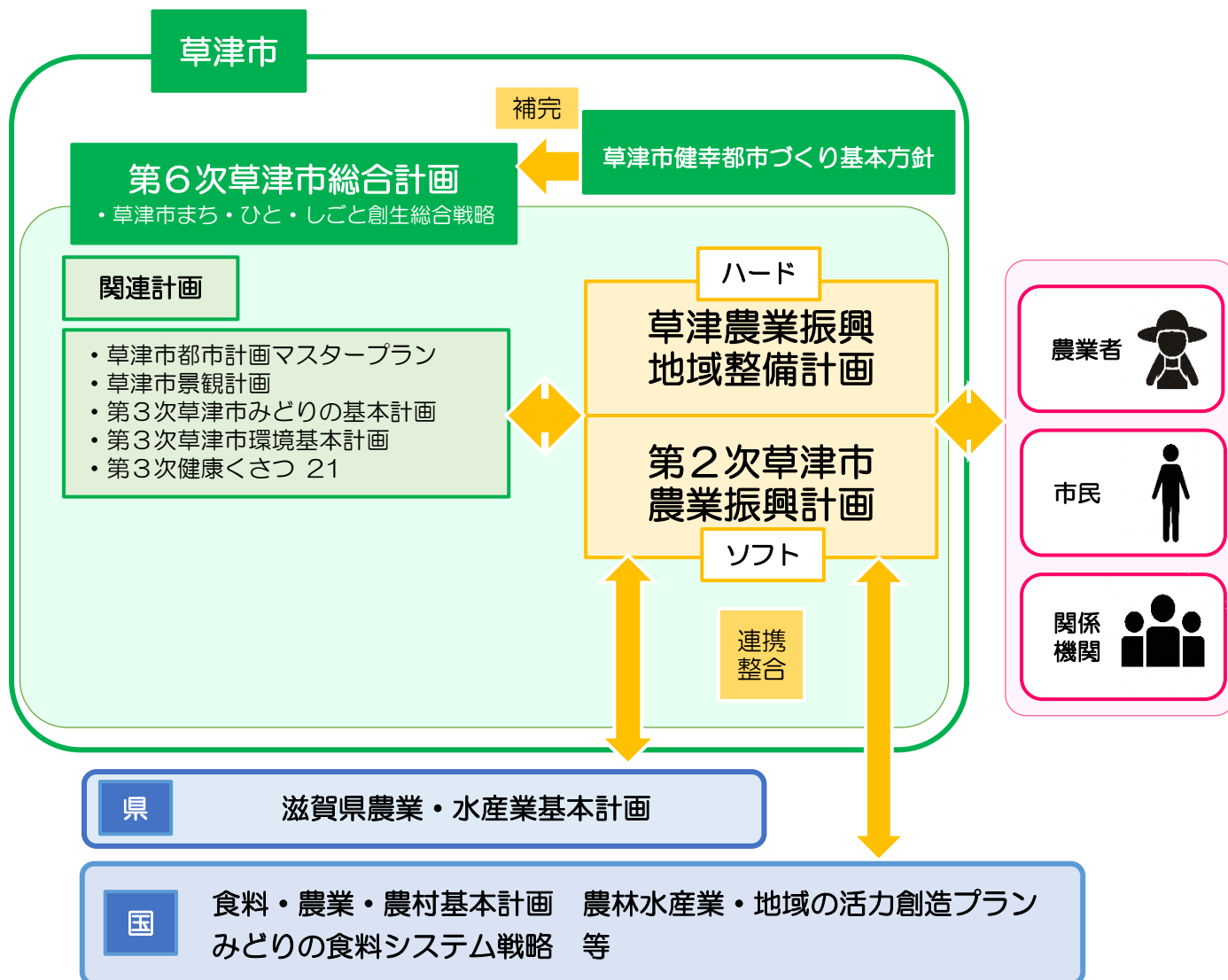
第2次草津市農業振興計画の計画期間は、令和4年度から令和14年度までの11年間です。国や県の関連計画の内容を踏まえて、令和8年度に見直し、令和13・14年度に次期計画の策定を行うものです。

		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
国	「食料・農業・農村基本計画」	策定					策定								
滋賀県	「農業・水産業基本計画」			策定			策定								
草津市	「第2次草津市農業振興計画」			策定					見直し						
	「第6次草津市総合計画」		策定												

3. 計画の性格

第2次草津市農業振興計画は、上位計画である「第6次草津市総合計画」(令和3年3月)の農林水産分野における、基本方針である『農業の振興』の実現を目指す本市の農政の総合的な推進に係る計画とします。また、国の「食料・農業・農村基本計画」(令和7年4月)や県の新たな「滋賀県農業・水産業基本計画」(令和8年3月)と整合を図ります。

なお、本市の農業政策については、ソフト事業を中心とする「草津市農業振興計画」およびハード事業を中心とする「草津農業振興地域整備計画」の両輪で推進することとしています。



4. 農業を取り巻く現状

①国・県の動向

◆みどりの食料システム戦略(令和3年)

地球温暖化対策や生物多様性保全など、食料システムにおける環境問題への世界的な対応が進む中、我が国においても、気候変動の影響や資材調達の不安定化が深刻化しており、食料システムの持続性確保が課題となっています。このため、令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定し、持続可能な食糧システムの確立、革新的技術社会の実装も踏まえた長期的視点に立った KPI を設定しています。

◆農業経営基盤強化促進基本方針(令和5年)

国においては、令和5年に農業経営基盤強化促進法を改正し、高齢化や担い手不足が深刻化する中、地域の農地を効率的かつ持続的に利用するための新たな基本方針を策定しました。本方針に基づき、10 年後の農地利用の設計図である「目標地図」を含めた「地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)」の策定が各市町村に義務付けられ、国・県を挙げた農地の集約化・適正利用への枠組みが本格始動しました。

◆食料・農業・農村基本計画(令和7年)

国においては、令和6年に食料・農業・農村基本法を改正し、多様な農業者による農地の確保、農地の集約化や適正利用の推進、先端技術を活用したスマート農業の促進が位置づけられました。その基本理念に基づき令和7年には新たな「食糧・農業・農村基本計画」を策定しています。同計画においては、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図ることに向け、基本理念及び基本的施策が定められています。また、本計画では、2025年からの初動5年間を農業の構造転換を集中的に推し進める期間として位置づけ、数値目標(KPI)を設定して、毎年施策を見直す(PDCA サイクル)方針を示しています。

国の「経済財政運営と改革の基本方針 2025(骨太の方針)」においても、この基本計画に基づき、「農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保」を進めることが明記されました。これに伴い、農地の大区画化、共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発・実装など生産基盤の強化や、地域計画に基づく農地の集約化の支援に関する既存制度の見直し・強化を図ることとされています。

◆滋賀県農業・水産業基本計画(令和8年)

滋賀県においては、滋賀県基本構想を上位計画とし、農政水産部門の最上位計画として滋賀県農業・水産業基本計画を策定しています。

社会経済情勢や、国の政策転換との整合に加え、県内における地域コミュニティ機能の低下や、肥料・資材価格の高騰、人材獲得競争の激化などの課題を踏まえ、今後の本県の農業・水産業の中長期的な施策の展開方向を示す計画として、令和 8 年 3 月には、新たに「滋賀県農業・水産業基本計画」を策定し、**つながる、つづく、しがの農業・水産業～人と人・自然が育む近江の食と広がる豊かさ～**を基本理念に、「経済」、「社会」、「環境」の3つの視点と、共通視点の「人」の 4 つの視点で滋賀県の農業・農村の振興に向けた施策が推進されています。

本計画では、次世代を担う新規就農者への支援や多様な主体の確保・育成を進めるとともに、スマート農業の導入や大区画化等の生産基盤の整備による生産性の向上を図ることとしています。

②食料安定供給をめぐる状況

◆気候変動による影響

気候変動による農産物の生産可能地域の変化や、異常気象による大規模な不作等、食料供給に影響を及ぼす可能性があります。農林水産省においては、「農林水産省気候変動適応計画」(令和5年8月)に基づき、地球温暖化による農業生産への影響の把握と対策の推進に努めています。また、「地球温暖化影響調査レポート」として、その影響を毎年取りまとめています。

◆国際情勢による影響

我が国は主要な肥料原料の大部分を輸入に依存していますが、令和4年のロシアによるウクライナ侵攻等により、穀物や肥料など農業生産資材の価格高騰や輸入の停滞等、安定供給を脅かす事態が生じています。

また、令和8年には中東における紛争やイランによるホルムズ海峡の事実上の封鎖により、肥料や非道路用燃料に関して、農業コストや農業経営の経済的持続可能性に影響を与えています。このような状況を受け、令和8年6月に G7 臨時農業大臣会合が開催され、中東情勢による価格上昇が農業者に与える影響の緩和及びグローバルサプライチェーンの多様化と強靱性構築に向けた措置を検討しています。

◆米の価格高騰

我が国においては、令和6年の夏に米の生産量が需要量に対して不足し、米の民間在庫が減少傾向となる中、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う購買量の増加による品薄等をきっかけに、米の価格が高騰しました。これにより、食料システム法に基づき、米の合理的な費用を考慮した価格形成を推進するため、令和7年12月から、生産・流通・販売等の関係者を委員とする「コスト指標等作成委員会」において、米のコスト指標の作成方法等の検討を実施しました。

その後、米の安定供給に向けて、国が流通実態をより正確に把握し、その流通状況に応じた的確な対応を行えるよう、流通把握強化、民間備蓄制度の創設、生産調整に関する規定の廃止と需要拡大等の施策を講じた上で需要に応じた生産等の内容を盛り込んだ食糧法の改正を検討し、令和8年4月に「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(食糧法改正案)」が閣議決定しました。

6. 本市の農業の沿革、特色

①草津市の特徴

本市は滋賀県の南東部に位置し、瀬戸内式気候に属した温和な気候にあります。また、市域は、東部丘陵地から流れる河川によって形成された扇状地、三角州等、肥沃な複合沖積平野からなっています。

琵琶湖に近い湖辺地域や山手地域の優良農地において、米作りが盛んであり、北山田町・下笠町を中心に軟弱野菜の生産地となっています。

市内の農業組合や個人野菜栽培者が集まり、都市近郊の立地を生かして団地を形成し、近畿最大級の施設野菜産地として、新鮮で質の高い軟弱野菜を中心に出荷しています。

全国的な傾向と同様に、本市の農業者においても、60歳以上が多くを占めており、高齢化の進行に伴い廃業する農業者も多く、農業経営体の数は令和2年から令和7年にかけて150経営体以上が減少しています。

本市で栽培された農産物を「ベジクサ」と呼びPRを進めるとともに、「草津ブランド推進協議会」を設置し『草津メロン』『愛彩菜』『琵琶湖からすま蓮根』『草津あおばな』『琵琶湖元気アスパラ』『近江草津米 匠の夢』『近江草津米 くさつ穂まれ』を「草津ブランド」として認証しています。

②草津市スマート農業推進方針(令和7年)

本市における課題である農業の担い手や労働力不足の解消、熟練農業者の技術伝承の観点から、ICTやロボットなどの先端技術を農業分野に積極的に導入することで、無人化・省力化や規模拡大・生産性の向上に向けて、スマート農業の円滑な導入促進を図ることを目的に、「草津市スマート農業推進方針」を令和7年に策定しました。

同計画においては、「スマート農業の早期実装による「未来につなぐ草津の農業」を実現」を目指すべき姿勢とし、「知識・経験に関わらず誰でも取り組みやすい(就農しやすい)農業の実現」「農作業の軽減・超省力化・高効率化による負担軽減」「単収の向上、高収益作物生産による経営基盤の安定と強化」「次世代への継承等を通じ、地域に根付く持続可能性の高い農業の実現」の4つを将来像としています。この将来像の実現に向けて、情報収集と発信・意識啓発、農機導入支援、農地の基盤整備、農業者からの相談支援体制の構築等の施策を推進しています。

③道の駅草津のリノベーション(令和10年予定)

道の駅草津は、平成15年度の供用開始から歳月が経過し、施設・設備の老朽化や直売所が狭いことが課題となっています。

これらを解消するため、令和10年度中のリニューアルオープンに向けた整備を進めています。今回の改修では、直売所の拡張に加え、テイクアウト店舗、イートインスペース、イベント広場、キッズスペースなどを新設することで、単なる収益施設に留まらず、利用者がゆっくりと安心してくつろげる空間を提供し、本市の農業振興とまちづくりの拠点となる施設を目指します。

7. 計画の構成

計画は、「本市の農業を取り巻く現状」、「計画策定のポイント」「農業振興の目標」の3つで構成します。

本市の農業を取り巻く現状

- ・ 国の動向 ・ 滋賀県の動向
- ・ 本市における取組 ・ 本市の農業の特性

計画策定のポイント

- ・ 第2次草津市農業振興計画での取組状況
- ・ 農業や食に関する動向（アンケート・ヒアリング）
- ・ 取組成果・課題を踏まえた計画策定のポイント

農業振興の目標

- ・ 基本理念・計画の視点・基本方針
- ・ 基本施策・取組事業

8. 今後のスケジュール

- ◎第1回(7月) ……現計画および現状の説明、骨子案説明
- ◎第2回(9月頃) ……素案提示、令和7年取組の評価
- ◎第3回(11月頃) ……中間見直しの最終案提示、パブリックコメント説明
- ◎第4回(2月頃) ……パブリックコメント結果説明、最終確認